

SCSK株式会社定款

第1章 総則

第1条(商号)

当会社は、SCSK株式会社と称し、英文ではSCSK Corporationと表示する。

第2条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都江東区に置く。

第3条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
2. 情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
3. 情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
4. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業
5. コールセンター業務
6. 内装仕上工事業、電気通信工事業、電気工事業、管工事業及び建築工事業
7. 電気通信事業法に基づく登録通信事業又は届出通信事業
8. 放送法に基づく委託放送事業
9. 労働者派遣事業
10. 有料職業紹介事業
11. 広告宣伝業及び出版業
12. 翻訳・通訳業
13. 倉庫業
14. 著作権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
15. 不動産の取得、処分、保守、管理、仲介、リース及び賃貸
16. 金銭の貸付、債務の保証、債権の買取り、為替取引及び有価証券の保有、運用、売買
17. 債権流動化・証券化の企画及び当該証券の販売
18. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用及び投資事業組合財産の管理
19. 企業の販売支援、技術支援、計算事務、労務管理事務等の業務代行
20. カード(代金前払方式、代金後払方式等)発行業務及び発行代行業務
21. 損害保険代理業務及び生命保険契約締結の代理並びに生命保険の募集に関する業務
22. 飲食店の経営並びに設計及び施工

23. 医療機器の売買、賃貸借及び輸出入
24. 貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
25. 酒類販売及びその仲介業務
26. 農産物及び観葉植物その他植物の生産、栽培、販売及び賃貸
27. 金融サービス仲介業
28. 為替取引分析業
29. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング
30. その他前各号に付帯関連する一切の業務

第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式の数)

当会社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。

第11条(株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条(基準日)

定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、取締役会において臨時に基準日を定めることができる。

第13条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条(招集)

1. 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第15条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の

取締役がこれに代わる。

第17条(電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条(決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会、執行役員及び業務役員

第20条(取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(取締役の任期)

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

第23条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第24条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(取締役会の決議)

1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条(取締役の報酬)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条(取締役の責任免除)

1. 当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。

- 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、法令の定める限度まで、当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第30条(執行役員及び役付執行役員並びに業務役員)

- 取締役会は、その決議によって執行役員及び業務役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員及び業務役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規程及び業務役員規程による。
- 取締役会は、その決議によって執行役員 社長を定めるほか、執行役員 副社長、執行役員 専務、執行役員 常務その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 監査等委員会

第31条(監査等委員会の招集通知)

- 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条(監査等委員会の決議)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第34条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第35条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第36条(剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条(配当金等の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、2016年3月期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。